

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月18日 16時30分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港鶴崎泊地 大分港鶴崎西防波堤灯台から真方位149°1,320m付近 (概位 北緯33°16.2′ 東経131°41.1′)
事故の概要	押船第十大栄丸は、バージ明和12号と押船列を構成して入港中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年6月9日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十大栄丸、19トン 273-12512 愛媛、明和興産有限会社 B バージ 明和12号、総トン数不詳 なし、明和興産有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約70cm（鶴崎）
事故の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、大分港鶴崎東岸壁に着岸する目的で、船長が操船に当たり、スクラップ約500tを積載したB船と押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、大分港鶴崎泊地を南南東進していた。 船長は、前方にブイが見えたので、同ブイが事前に会社から聞いていた鶴崎泊地の浅瀬を示すブイであると思い、左方に針路を変えて東側の岸壁に近づいて航行していたところ、同岸壁付近の浅所（以下「本件浅所」という。）にB船が乗り揚げた。 船長は118番通報を行い、本船は潮位が上がるのを待って自力で離礁した。 船長は、事前に会社から鶴崎泊地の西側に浅所があると聞いていたが、ブイの西側に浅所があるものと勘違いしていた。船長は、大分港鶴崎泊地は初めて航行するので、事前に海図等で水路調査を十分に行っていれば良かったと本事故後に思った。 本事故時のA船押船列は、A船の喫水が、船尾約1.0mで、B船の喫水が船首及び船尾共に約1.5mであった。
分析	A船押船列は、着岸目的で入港中、船長が、前方にブイが見えた

	<p>際、本件浅所がブイの右方にあると思い、ブイの左方に針路を変えて本件浅所に向けて航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船押船列が、着岸目的で入港中、船長が、前方にブイが見えた際、本件浅所がブイの右方にあると思い、ブイの左方に針路を変えて本件浅所に向けて航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出入港に際し、事前に海図等で航行予定海域の水路調査を行い、浅所の拡張状況や水深を把握すること。